

令和6年度第1回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和6年4月4日(木)

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第1号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第2号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について

議案第5号 農用地利用計画変更について

(2) 報告

報告第1号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第2号 現況証明願について

報告第3号 農地の転用のための届出の受理について

報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第5号 農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江  
5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、9番 神谷 六雄  
10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉、13番 加藤 健一  
14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄  
19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身  
24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志  
28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則  
32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、34番 新實 文夫、36番 鈴木 安光  
37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

8番 太田 政俊、18番 近藤 靖一、35番 阿部田 光春

## 5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局長、事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 副課長、農政係係長、主査

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は8番の太田 政俊委員と18番の近藤 靖一委員と35番の阿部田 光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは2番 木俣 壽人委員と3番の酒井 功二委員にお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第1号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

市川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和6年3月22日。本案件は、営農型太陽光発電設備のソーラーパネルを農地の上空に設置したいというものです。パネルの下ではシイタケの栽培を行うとのこと。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号2番 調査年月日は令和6年3月25日。本案件は、譲渡人が県外に住んでおり、今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号3番 調査年月日は令和6年3月26日。本案件は、申請地の近くに家を建築することになり、申請地を譲り受け一層農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号4番 調査年月日は令和6年3月26日。本案件は、申請地において

岡崎漆プロジェクトにおける漆の栽培試験研究地として肥培管理を行い、漆を生育し、樹液を採取、利用したいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：営農型発電設備のための区分地上権について、譲渡人と譲受人の関係は身内でよいですか。また、自家用か売電用かどちらでしょうか。

事務局：譲渡人と譲受人の関係は親子関係になります。また、基本的には売電用と聞いています。売電スケジュールもいただいております、それに基づいて売電していくと伺っております。

酒井(功) 委員：今後営農型発電設備のための敷地拡大は考えているのでしょうか。

事務局：現状敷地拡大をするという話は聞いておりません。

柴田(若) 委員：以前許可した営農型発電設備の案件で、パネルの下でセンリョウの栽培を行っているところの現地を確認しました。そこはパネルの管理を業者が行っており、土地の所有者がセンリョウの管理を上手くできず、栽培ができておりませんでした。今回の案件は、パネルの管理と土地の管理が親子関係なのでよいですが、業者がパネルを管理する場合は営農が疎かになる可能性があることを許可の際、よく考えるようお願いします。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第2号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って11件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

石川 委員：申請番号1番 調査年月日は令和6年3月30日。本案件は、現在精密板金加工業を営んでいるが、業務拡大により工場を新設することとなり、従業員用駐車場が不足するため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号2番 調査年月日は令和6年3月27日。本案件は、現在造園業を営んでいるが、駐車場及び資材置き場が不足しており、20年ほど前から許可を受けず利用していたため、是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号3番 調査年月日は令和6年4月1日。本案件は、工作機械の企画設計・制作を主な業務として営んでいるが、受注の増加に伴い、現工場の規模では生産が追いつかないため、申請地に工場を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号4番 調査年月日は令和6年3月25日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号5番 調査年月日は令和6年3月26日。本案件は、現在自動車整備業を営んでおり、業務拡大に伴い工場を新設予定だが、事業で使用する駐車場が不足するため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美) 委員：申請番号6番 調査年月日は令和6年3月23日。本案件は、現在家族5人で生活しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号7番 調査年月日は令和6年3月23日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号8番 調査年月日は令和6年3月25日。本案件は、現在賃貸住宅で

生活しているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号9番 調査年月日は令和6年3月26日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号10番 調査年月日は令和6年3月22日。本案件は、申請地が太陽光パネルの設置に適した土地であり、耕作しながら売電事業を行っていきたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳(則) 委員：申請番号11番 調査年月日は令和6年3月22日。本案件は、現在、調剤薬局を経営しており、感染症の影響により密を避ける必要があり、今の施設では手狭なため、申請地に薬局を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号3番については、一団の転用面積が3,000㎡を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。

会長：次に、議案第3号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第4号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積等促進計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、決定するものといたします。次に、議案第5号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

加藤(健) 委員:申請番号1番 調査年月日は令和6年3月28日。本案件は、物流会社が倉庫を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号2番 調査年月日は令和6年3月28日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員:申請番号3番 調査年月日は令和6年3月22日。本案件は、これまで建築資材の型枠置き場として使用しており、今後も資材置き場として利用するため、この度の申請番号4番に合わせて、是正をしたいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号4番 調査年月日は令和6年3月28日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号5番 調査年月日は令和6年3月27日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(昌) 委員：申請番号6番 調査年月日は令和6年3月25日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、変更するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2件
現況証明願について	1件
農地の転用のための届出の受理について	6件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	30件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	1件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。  
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（2番）

岡崎市農業委員会委員（3番）